

## 青少年の

2011.10.1現在

水・木・金曜日 13時～16時30分

## 居場所事業「パソコン開放」利用規約

\* 利用時間は最大1時間とします

辻堂青少年会館

### 第1条 趣旨

この規約は、辻堂青少年会館居場所事業「パソコン開放」の利用について定めるものです。

### 第2条 目的

- ・いつでも集える青少年の居場所の提供
- ・青少年のパソコンの適正な活用能力の育成
- ・豊かな創造性の育成
- ・情報リテラシーの向上

等

### 第3条 管理運営

(財)藤沢市みらい創造財団 辻堂青少年会館

利用者の見守り、パソコンやインターネットに関する相談業務は、会館職員及び市民ボランティア団体「IT 講師懇談会」のメンバー(以下「相談講師」という。)が行うものとします。

### 第4条 利用者

パソコン開放を利用しようとする者は、この規約を了承し、定めに従うことに同意した上で、利用申込をし、利用できる者(以下「利用者」という)となります。利用者はパソコンやインターネット等に関して、質問や相談ができます。

### 第5条 利用環境

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| (1) OS      | Windows XP                     |
| (2) 台数      | 10台(2台は講師用)                    |
| (3) ソフト     | ワード・エクセル・ペイント・インターネットエクスプローラー等 |
| (4) セキュリティー | ウィルスバスター、Iフィルター                |

### 第6条 利用日及び利用時間

1. 利用日時は、次のとおりとします。ただし、年末年始(12月28日～1月4日)、施設休館日、及び運営機関の都合により利用できない日を除きます。

月・火・土・日曜日 14時～16時

2. 利用日及び利用時間は、運営機関の都合等により事前の予告無しに変更になる場合があります。

### 第7条 利用申込

1. 利用する場合は、「パソコン利用者カード」(以下「カード」とする)の発行を受けて下さい。カードは、本人確認のできる身分証明書等(学生証・健康保険証・運転免許証等)を職員に提示することで発行されます。
2. カードの発行を受けた者は、以降、受付でカードを提出することにより本事業が利用できるものとします。
3. 利用申込内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。
4. カードの譲渡・売買・名義変更・複製・貸借などを禁止し、利用者はカードの管理・使用について、全ての責任を負うものとします。
5. カードの紛失又は盗難があった場合は、速やかに届け出てください。
6. 運営機関は、利用者のカード使用上の過誤、または第三者の使用による損害の責任を負わないものとします。

### 第8条 利用者の責務

1. 利用者は、会館職員並びに相談講師の指示に従って利用してください。
2. 利用者に起因して本施設及び設備に損害が生じた場合には、全て損害を賠償していただきます。
3. 利用者が本施設を利用して次の行為を行うことを禁止します。
  - (1) 著作権・商標権等知的財産権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
  - (2) 他者の財産・プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
  - (3) 他者を差別もしくはひぼう中傷し、またその名誉もしくは信用をなくす行為
  - (4) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつく恐れのある行為
  - (5) 有害情報(わいせつ、ポルノ、虐待、薬物等)にあたる画像、文書等を

送信または掲載閲覧する行為

- (6) 他者の情報を改ざんまたは消去する行為
- (7) 他者に成りすまし本施設を利用する行為
- (8) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (9) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくは抱く恐れのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
- (10) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与える恐れのある行為
- (11) 他者への営利目的の宣伝や広報活動
- (12) 宗教の勧誘や政治活動
- (13) その他法令もしくは公序良俗に違反し、または他者に不利益を与える行為
- (14) 大声を出したり、人に迷惑をかけたり、施設の目的にそぐわない行為

## 第9条 利用の制限

### 1. 通信

- (1) インターネット検索はできますが、フィルタリングソフトにより規制(保護)されています
- (2) 許可なく外部メディア(USB等)を接続することはできません
- (3) チャット・ブログ・ツイッター・掲示板・ゲーム等の書き込みは禁止です
- (4) 外部とのメールはできません
- (5) ダウンロードはできません
- (6) Uチューブ等の動画は見られません

2. 運営機関は、利用者が次の各項目のいずれかに該当する場合は、予告無しに当該利用者の本施設の利用を中止する事ができるものとします。

- (1) 第8条第3項に定める禁止行為を行った場合
- (2) 他者に迷惑をかける行為を行った場合等、運営機関が利用者として不適合と判断した場合

(3) 利用申込内容に虚偽があった場合

(4) その他本規約及び注意事項等に定めた事項に従わない場合

4. 運営機関は、次の各号に該当する場合、利用者が利用中であっても事前に連絡する事なく、その利用を一時的に中断する事が出来るものとします。

- (1) システムの保守・点検・整備を定期的に、または緊急に行う場合
- (2) 運営機関が必要とする電気通信設備の工事、障害等やむを得ない場合
- (3) 火災・停電などにより提供できない場合
- (4) 地震等、天災により提供できない場合
- (5) その他、運用上・技術上などの理由で、一時的な中断を必要とする場合

5. 運営機関は、運営上または技術上の理由などにより、本施設を存続できない場合は、予告期間を持って廃止できるものとします。

## 第10条 免責

- 1. 利用者が本施設の利用により損害を受けた場合、運営機関は損害賠償の責を負わないものとします。
- 2. 利用者が本施設を利用することにより第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任で解決するものとし、運営機関は損害賠償の責を負わないものとします。
- 3. 運営機関は、利用者が本施設で得た情報内容の正確性・完全性・有用性について保証しないものとします。

## 第11条 個人情報の利用

運営機関は、利用実績の集計及びセキュリティ保護の理由により次の利用者の個人情報を利用申込時に収集します。これらの個人情報は、藤沢市個人情報の保護に関する条例により保護するものとします。

## 附 則

(施行期日)

1. この利用規約は、平成23年10月1日から施行します。

\* わからないことは聞いて下さい

辻堂青少年会館

0466-36-3002